

「受配者指定寄付金制度」について

日本私立学校振興・共済事業団
「受配者指定寄付金 事務の手引」から参考抜粋

受配者指定寄付金の概要

1. 受配者指定寄付金について

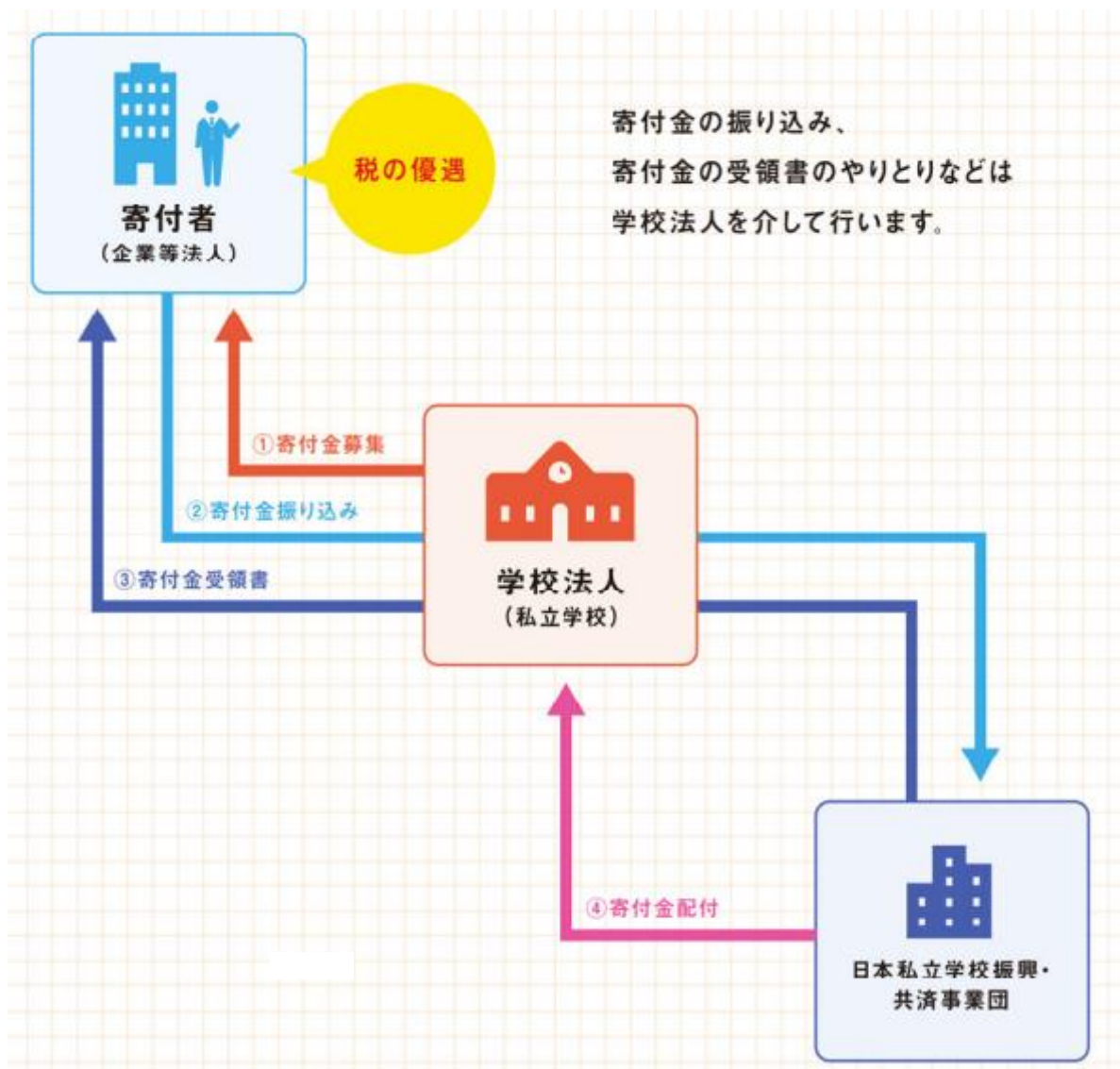
日本私立学校振興・共済事業団（以下事業団という）が取り扱う「受配者指定寄付金制度」は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、事業団が企業等法人から寄付金を受入れ、これを寄付者（企業等法人）が指定する学校法人へ配付する事業です（下記図参照）。

本制度は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号（P.41参照））を受けていますので、本制度を利用して私立学校へ寄付をした企業等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。

学校法人はこの制度を活用することにより、有効な募金活動を行うことができます。

寄付金は学校法人にとって重要な財源です。寄付金募集の際は、ぜひ本制度を積極的にご活用ください。

皆様のご利用をお待ちしております。



税の優遇措置（令和8年4月現在）

法人からの寄付金

私立学校に対する寄付には、事業団が取り扱う「受配者指定寄付金」と学校法人に直接寄付をする「特定公益増進法人」への寄付と大きく分けて2つあり、ともに税の優遇措置が認められています。

このうち「受配者指定寄付金制度」は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号）を受けており、企業等法人が私立学校へ寄付した場合、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度になります。

※受配者指定寄付金は、法人が寄付金を支出した（事業団に入金された日の属する）事業年度において所得金額の計算上全額損金に算入されます。特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額は、下表をご覧ください。

■学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧（参考）

寄付の受け手		損金算入限度額
<u>学校法人</u> (私立学校)	<u>受配者指定寄付金</u>	<u>寄付金の全額が損金算入できる</u> (財務大臣指定)
	特定公益増進法人	$(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$ (茨城県知事指定)
国立大学法人 (国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる
その他の法人等（一般寄付）		$(\text{資本金} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/4$

「受配者指定寄付金制度」の留意事項

- ① 寄付者が寄付金を支出した日の属する事業年度（決算日）を過ぎて事業団に入金されると、寄付者はその年度の損金算入が認められなくなります。特に寄付者の決算日に注意してください。
- ② 通常の寄付（県知事指定 特定公益増進法人）と比較し、受配者指定寄付金は学校と日本私立学校振興・共済事業団との文書等の往復が生じるため、決算時期と、やり取りに要する日数（おおよそ2ヶ月以上）にご留意ください。

◎詳細については、清真学園事務室へお問い合わせください。（担当：増田、西谷、横田）